

論文題目(和文)：「ローマ書とエゼキエル書の比較研究 - 律法、罪、死、いのちのテーマを中心に -」

論文題目(英文)：「A Comparative Study of the Book of Ezekiel and the Letter to the Romans - with special reference to the themes of Law, sin, death, and life -」

本論文は旧約聖書と新約聖書の間に、明らかな引用がなくても関連性を認め、比較研究を通して該当箇所従来の積義を新たに発展させることができることを論じる試みである。新約学において、旧約聖書と新約聖書の関係、その連続性、非連続性に関して考察することは重要な課題である。この問題は、新約聖書の手紙の多くを書いた使徒パウロの手紙の解釈に関わる。これまで多くの新約学者たちがこの課題に取り組んできた。例えば、Richard B. Hays は旧約聖書の反響が新約聖書にあることを論じた。N.T. Wright も世界観というアプローチを提唱した。しかし彼らの詳細で膨大な研究書をもってしても、旧約聖書と新約聖書に関係性を論証することができたとはいえず、その基準や方法論が未だ確立しているとは言い難い。本論文ではローマ書とエゼキエル書を比較の対象として取り上げた。今までローマ書の研究者たちは、エゼキエル書に触れることはあっても、比較して論じることまではしなかった。本論文は主題的にエゼキエル書とローマ書を積義的に比較研究することを通して、ローマ書の該当箇所従来の積義を新たに発展させることができることを提示したものである。この目的に則して本論文は4章から構成されており、各章の内容は以下の通りである。

第1章では問題の所在を述べた。パウロ神学の中心的なテーマの一つとも言える「神の救いの計画」としての「律法、罪、死、いのち」という一連のテーマが語られているローマ書5章から8章を取り上げた。それぞれの用語の範疇が広いため、Dunn の『使徒パウロの神学』に詳述される理解を提示し、ローマ書にその一連のテーマを見ることができていることを確認した。

第2章ではこの一連のテーマと関連性を認められる旧約聖書を、どのように比較対象とするかを提示した。本論文ではエゼキエル書を比較の対象とした。なぜならエゼキエル書は、「罪を犯したたましいが死ぬ」（エゼ18:4）という原則が明確に記され、律法を守らないから死が来たということが明白に記されているからである。また、死からいのちに言及している独特な書と考えられるからである。ローマ書とエゼキエル書とを比較するためには旧約聖書の独自の声を聞きつつも新約聖書と調和させる作業という意味で「聖書神学的」にアプローチした。これらを比較するための基準は聖書積義である。

第3章ではエゼキエル書18、33、37章に注目し、「律法、罪、死、いのち」のテーマを考察した。18章は死が律法違反によってもたらされること、罪を犯したたましいが死ぬこと、しかし立ち返り律法を守るたましいは生きるという「律法、罪、死、いのち」の関係を明確にしている。そして**שׁוּב**の意味に着目し、個々人の罪が神との関係に霊的な死をもたらすがゆえに個々人が神との関係を回復しなければならないこと、そのためには新しい霊と新しい心が必要であるという理解が集約的に明示していることを指摘した。33章では神は誰も死ぬことを願わず、民が自らの罪から立ち返ることを願われていたが、民は霊的な死が分からなかったがゆえに立ち返ることはなかったことを明確にしている。このように完全に望みがなくなったということはエゼキエル書独特である。神のみこころは立ち返ることであり、そのためにいのちに導く律法は人の罪を自覚させ、霊的な死という現実を自覚させることを指摘している。37章はイスラエルの回復が述べられる。霊的な資質をもった神の民としての「イスラエル」という呼称は連続するが、33章の同一構成員からなる民族の存続としては断絶している。それは、たましいの完全な死を認識した者たちが神の霊によっていのちを与えられることによって形成される新しい神の国の民と解釈できる。

第4章では筆者のエゼキエル書の解釈と比較し、ローマ書における「律法、罪、死、いのち」の解釈を考察した。ローマ書5章においては12節に着目し、エゼキエル書18章と比較した。エゼキエルのような預言者として、律法が罪を示し、たましいの死、すなわち神との関係を失っていることを自覚させるという解釈が導き出されることを指摘した。ローマ書6章においては、ローマ書の「死」とエゼキエル書の「死」の理解を比較した。キリスト者とは、古いエポックから新しいエポックへの移行において、霊的な「死」、神との関係が破綻した状態であるという現実を認識した人という解釈が導き出されることを指摘した。ローマ書7章においては、7章で繰り返される「私」と著者のエゼキエル書の積義による霊的な資質をもった「イスラエル」、そして、ローマ7:24の「私」の嘆きと、エゼキエル37:11の嘆きを比較した。預言者エゼキエルのように、「律法」の役割である「罪」の性質の現実と「死」の現実を明らかにし、「絶望の嘆き」へと導いているという解釈が導き出されることを指摘した。ローマ書8章においては、「いのちの御霊の律法」とエゼキエル書を比較した。「教会」(ἐκκλησία)のあるべき姿とは、神が「イスラエル」と呼ばれる霊的な資質を兼ね備えた新しい神の国の民であり、それは、いのちを与える神の**πν**による神の一方的な恵みによって形成される共同体という解釈が導き出されることを指摘した。

結論として、エゼキエル書とローマ書の該当箇所を筆者の解釈で比較することによって、自らの「たましいの死」の現実を自覚し、神の「霊」が与える「いのち」という超越次元からの働きかけによらなければ、新しい神の民の創造はないという解釈が導き出されることを指摘した。このようにエゼキエル書と比較することによってローマ書の従来の積義を新たに発展させることができることを提示することができたと考える。この研究を通して今後のローマ書の研究に新たな示唆が与えられ、旧約聖書と新約聖書の積義に新たな可能性を提示する一助となったならば幸いである。